

給与制度の総合的見直し 15年度実施を提案

＝ 「人事評価結果の勤勉手当への反映」 は強く撤回を迫る ＝

12月19日、高教組は秋の賃金確定交渉での積み残し課題について教育次長交渉を持ちました。木藤委員長以下10名が参加しました。最初に、「給与制度の総合的見直し」「50歳代後半層の昇給停止・抑制」「学校以外の教育機関への人事評価結果の勤勉手当への反映」の3課題について次長からの文書による回答、提案があり、交渉に入りました。

<次長提案の主な内容>

1. 「給与制度の総合的見直し」に関して

人事委員会勧告に沿って実施

- ・ 給料表を改定（平均2%削減）する。
- ・ 給料の特例措置を勧告通り改正する。
- ・ 地域手当を28年度以降引き上げる（上限3.7%）
- ・ 扶養手当の「子」に関わる手当を見直す。
- ・ 退職手当について、調整額の引き上げについて、国と同様の措置を講じる。

2. 50歳台後半層の昇給・昇格の見直し

- ・ 現行55歳以降の昇給は10号分あるが、これを見直し、標準の成績では昇給せず、特に良好の場合1号給極めて良好の場合は2号給の昇給とする。実施は28年1月1日とする。
- ・ 50歳台後半層の昇格時（教頭、校長への昇格）の号給対応表を改正する。実施は27年4月1日。

3. 人事評価結果の勤勉手当への反映

学校以外に勤務する一般職員に対する人事評価結果の勤勉手当への反映について27年4月から適用し、27年12月期の勤勉手当から成績率に反映する。

以上の提案について、組合からの質問・意見、について県教委のとのやりとりは以下の通りです。

組合 「給与制度の総合的見直し」は大幅な給与削減であり撤回するよう強く求める。その上で特に退職手当について、国に準ずるとあるが、見直しによる給料表の算定では大幅な削減になる静岡ではどれくらいの損失になるのか

教委 静岡では号を伸ばしてあり、2級149号で計算して32万円余の減額となる。今後の人事委員会勧告で変わる可能性もある。

組合 退職手当は大幅な削減がおこなわれている。さらなる削減は受け入れられない。15年度末に向け大きな交渉課題、要求となる。

組合 50歳台の給与は民間と比べて9,032円高いと言うが人事委員会の説明では民間501,605円、公務510,637円で計算されている。教員の給料はそのままではない。

教委

組合 人事評価結果の勤勉手当への反映は、学校

以外であっても導入には強く反対する。一度導入されれば次は学校となる。

回答 県教育委員会事務局はほぼ行政職と同様な場であり、県職員のアンケート結果でも70%以上が肯定的に受け入れている。財政的には勤勉手当への扶養手当の算入分を充てたい。事務局全体で500万円程度の財源となる。わずかな配分であり、導入したい。

組合 評価結果の賃金リンクは、額がわずかでも職場の同僚性を損なう、それは県教育委員会事務局でも同様だと思う。地公法の「改正」があったとしても導入はすべきではない。

交渉時間は30分で、給与制度の見直しについては人事委員会勧告をそのまま提示したものに終始しました。県教委は2月議会への提案に間に合わせたいとし、1月下旬に改めて交渉の場を持ち、あわせて要請等にも応ずるとしました。

高教組は引き続き「給与制度の総合的な見直し」「人事評価結果の勤勉手当への反映」の具体的な提案内容について問題点を明らかにして、撤回を求めています。

職場からの署名は850筆余りを提出しました。まだ次の交渉等で提出します。ひきつづきご協力下さい。